

景観重要資源のご案内

私たちのまち富岡は、妙義山をはじめとする山々の眺望や清流を湛える鍬川、高田川に代表される水辺など、自然に恵まれた風景を持つとともに、かつて姫街道と呼ばれた下仁田道に沿って、多くの歴史的な建造物が残されています。

これらの雄大な自然と歴史的建造物が織りなした景観は、私たちの心の原風景となっています。

富岡市景観計画

国の政策である「美しい国づくり政策大綱」と「観光立国行動計画」がまとめられたことを受けて、平成16年6月、「景観法」が制定されました。富岡市景観計画（以下「景観計画」）は、この法律を根拠とする景観づくりを進める上での大柱となる基本的・総合的な計画です。



景観計画は、市全域を景観計画区域と定め、平成21年10月から施行しています。

景観重要資源とは

景観重要資源とは、明治、大正、昭和初期に建築された歴史的建造物などで、市民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物を指しています。これらの建造物は、本市固有の景観を構成する大変重要な景観資源です。

本市には、旧街道沿いなどに町屋や土蔵など歴史的建造物が多く残されています。その建造物の所有者は個人であっても、その景観資源としての価値は「公共性」を持っています。

富岡市景観条例（以下「条例」）では、この公共性をもった景観を後世に引き継ぐために、建造物所有者の同意に基づき、景観重要資源として登録することと定めています。

富岡製糸場周辺特定景観計画区域

景観計画では、富岡製糸場を補完する歴史的建造物を含めた歴史的、文化的な価値を保護するため、富岡製糸場周辺の約157haを富岡製糸場周辺特定景観計画区域（以下「特定区域」）と定めています。特定区域は、富岡製糸場の世界遺産登録の推進のみにとどまらず、市全域の景観づくりの取り組みを先導していくことが期待される区域といった位置付けがあります。特定区域内はもちろんのことですが、特定区域以外についても、歴史的建造物の保全など、歴史的、文化的な価値の保護を進めることは、良好な景観形成を図るうえで大変重要であると考えています。



なお、世界遺産登録

には、推薦遺産の保護を目的として、推薦遺産を取り囲む地域に、法的又は慣習的に開発規制など、保護の網をかけることとしています。この網の区域には、景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきと考えられており、この区域を緩衝地帯（バッファゾーン）といいます。景観計画では、特定区域を富岡製糸場の緩衝地帯として想定しています。

景観重要資源に登録されると

市では、歴史的建造物などがもつ景観の公共性を大変重要と考えています。条例は、景観重要資源に登録されると、所有者は、その除去や外観の変更となる修繕に関し、市と協議することと定めています。また、市は、景観重要資源に登録した場合などは、公表することを義務付けられています。



一方、その景観の公共性、重要性に配慮し、景観形成助要綱に基づき、助成対象物件となり、建築物の効果的な外観の修理修景に際しては、助成金が交付されます。

